髙和果公報

発 高 知 月 高 知 市 丸 20 号 **発 行 日** 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示				ベージ
○保安林の指定予定の通知(18件)	(治山	山林道	道課)	1
○平成30年度に県が発注する建設工事の				
特定調達契約に係る一般競争入札の参				
加者の資格等	(土オ	大政贸	段課)	4
○平成30年度に県が発注する測量、建設				
コンサルタント等業務の特定調達契約				
に係る一般競争入札の参加者の資格等	(")	5
○道路の区域変更 (3件)	(道	路	課)	7
○道路の供用開始(3件)	(")	7
○都市計画事業の事業計画の変更の認可				
(3件)	(公園	園下ス	k道	
	課)			8
○建築基準法による道路の位置の指定	(建築	色指導	算課)	8
◎建築士法第15条第3号の規定による二				
級建築士試験及び木造建築士試験の受				
験資格に関する規程の一部改正	(")	8
公 告				
○争議行為の予告	(雇用	月労債	動政	
	策訓	果)		
	⟨3 ⋅	1 ‡	曷示〉	8
○土地改良区の役員の就退任	(農業	医基组	盆課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市	片計画	画課)	9
○平成30年二級建築士試験の実施	(建築	色指導	算課)	9
○平成30年木造建築士試験の実施	(")	10

高知県告示第176号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

示

平成30年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 室戸市吉良川町字寺内乙5223の1
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字寺内乙5223の1 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第177号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 宿毛市小筑紫町福良字カヂヤシキ北平1108のイ、字カヂヤシ キ南平1135、1136
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字カヂヤシキ北平1108のイ・字カヂヤシキ南平1135・ 1136(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第178号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨

の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 四万十市西土佐口屋内字ヱンジュウ谷879の12
- 2 指定の目的 十砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字エンジュウ谷879の12 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦管に供する。)

高知県告示第179号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 香美市物部町根木屋字ノヂノヒラ1674、字カゲツチ1713のノ
- 2 指定の目的 十砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ノヂノヒラ1674・字カゲツチ1713のノ(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備 え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第180号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所 安芸郡東洋町野根字アシ谷乙1523のロ、乙1523の3、乙1523 の7、字橋本乙1587の1、乙1588、乙1589の1

2 指定の目的 十砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字アシ谷乙1523のロ・乙1523の3・字橋本乙1587の1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び東洋町役場に備 え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第181号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所 安芸郡安田町唐浜字寺山2403から2406まで、2408から2410ま で、2411の1

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

高知県告示第183号

の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 字寺山2404・2406・2408から2410まで・2411の1 (以上 6筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安田町役場に備 え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第182号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 安芸郡北川村長山420の1、747
- 2 指定の目的
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

十砂の流出の防備

- ア次の森林については、主伐は、択伐による。 長山420の1・747(以上2筆について次の図に示す部分 に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備 え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨

1 保安林予定森林の所在場所 安芸郡馬路村馬路字夏尾北平2805の24

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字夏尾北平2805の24(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備 え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第184号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

 \sim 1

- 1 保安林予定森林の所在場所 十佐郡十佐町地蔵寺字クロヲロ4186の14
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字クロヲロ4186の14(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び十佐町役場に備 え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第185号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

土佐郡大川村船戸字アカラキ97の1、97の2、98の1、325の2、325の3、326から329まで、331、333、字西浦154、171、179、375、377の1、377の3、字珠数ノ木317の2、320の3、320の7、323、324、字天狗滝378

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第186号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 保安林予定森林の所在場所
 吾川郡いの町葛原字葛原山99、180、184、185、187の6、198
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおり とする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第187号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町川渡字カリバ畑8721
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第188号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 吾川郡仁淀川町別枝字岩茸石2682の6、2682の21
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字岩茸石2682の6・2682の21(以上2筆について次の図 に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第189号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡中土佐町大野見萩中字押谷2031から2033まで、2035から2038まで、2041、2044、2052、2053

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字押谷2032・2033・2035・2036・2044・2052(以上6筆 について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第190号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡四万十町江師字タキ山12、字南谷716、719、727の 2、734の2

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 小你少個食

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおり とする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第191号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡四万十町相去字イツノ谷山601の1、字セイモト山607

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第192号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 高岡郡四万十町仕出原字小西川705の6から705の16まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおり とする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第193号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 高岡郡四万十町大道字大ヒラ1359の2、1359の6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第194号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に県が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等
- (1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査(建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を含む。以下「資格審査」という。)をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿(以下「資格者登録名簿」という。)への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、
 - 一般競争入札に参加する資格を有しない。

なお、資格審査による格付は、行わない。

- ア 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者
- イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国 税、都道府県税(県内に従たる営業所を有する者にあって は、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県 税を含む。)又は市区町村税を滞納している者。ただし、 資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りで ない。
- ウ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取 引を停止されている者
- エ 破産者で復権を得ないもの
- オ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者
- カ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
 - (ア) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (イ) 暴力団員等(高知県暴力団排除条例第2条第3号に 規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (ウ) 役員等(法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)が暴力団員等に該当するもの
- (エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
- (オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的 に関与しているもの
- (カ) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の 団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三

者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団 員等を利用しているもの

- (キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、 暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産 上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極 的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している もの
- (ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経 営又は運営に実質的に関与していると認められる業者で あることを知りながら、これを利用しているもの
- (ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員 等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる 業者であることを知りながら、これを利用しているもの
- (コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- キ 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設 業者 (建設業法第2条第3項に規定する建設業者をい う。) (当該届出の義務がある者に限る。)
- (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
- (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
- (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申 請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められると きは、資格者登録名簿に登録するものとする。
- ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの
- イ 資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名 簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されてい ない者とが合併した場合
- ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更 した場合
- エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿 に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されて いる者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
- オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行った ことにより、資格に関する営業を承継した(会社分割によ り新たに設立する会社に承継するときを含む。)場合
- カ 資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名 簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されてい ない者とが中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法 律第185号)に基づく協業組合を設立した場合
- (3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、 営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引 き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡

した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格 審査を申請しなければならない。

2 資格審査の申請の方法

資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類(以下「添付書類」という。)を知事に 提出しなければならない。

3 申請書等に使用する言語

申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

4 申請書の変更の届出

申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届(様式は、任意とする。)を直ちに知事に提出しなければならない。

- (1) 営業所の名称又は所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者 の氏名
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する 重要か事項
- 5 資格の取消し

知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- (1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のア 及びウからキまでに掲げる事項のいずれかに該当すること となったとき。
- (2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- (3) その資格を辞退したとき。
- 6 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告 しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が 別に定める資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)による会社更生 手続開始の申立てを行った者
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法 律(平成11年法律第158号)による特定債務等の調整に係 る調停の申立てを行った者
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続 開始の申立てを行った者
- 7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間

資格者登録名簿に登録された日から平成31年3月31日まで とする。

- (2) 資格の有効期間の更新手続
- (1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、平成31年3 月中に平成31年度の資格審査に関する告示をする予定である ので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出す ること。

8 その他

平成16年8月高知県告示第543号(高知県建設工事競争入札 参加資格審查要綱)、平成17年7月高知県告示第538号(高知 県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成18年 8月高知県告示第556号(高知県建設工事競争入札参加資格審 香要綱の一部改正)、平成19年8月高知県告示第492号(高知 県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成22年 9月高知県告示第522号(高知県建設工事競争入札参加資格審 香要綱の一部改正)、平成23年9月高知県告示第642号(高知 県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成26年 9月高知県告示第525号(高知県建設工事競争入札参加資格審 香要綱の一部改正)及び平成29年3月高知県告示第163号(高 知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正) 若しくは 平成18年12月高知県告示第771号(高知県建設工事競争入札 (高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要 綱)、平成19年11月高知県告示第727号(高知県建設工事競争 入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審 香要綱の一部改正)、平成23年12月高知県告示第798号(高知 県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業 者) 参加資格審査要綱の一部改正)、平成26年12月高知県告示 第678号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所 を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)及び平成29 年3月高知県告示第164号(高知県建設工事競争入札(高知県 外に主たる営業所を有する建設業者) 参加資格審査要綱の一部 改正) に係る参加資格に関する審査の結果、高知県建設工事入 札参加資格者名簿に登録されている者又は平成29年3月高知県 告示第166号(平成29年度に県が発注する建設工事の特定調達 契約に係る一般競争入札の参加者の資格等) に係る資格審査の 結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿 への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の 一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事入札参 加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から平成31年 3月31日までとする。

高知県告示第195号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に県が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約(同令第2条第3号に規定する特定役務のうち同号に規

定する建設工事に係る役務の調達のため締結される契約を除く。) に該当するものに係る一般競争入札(以下「一般競争入札」という。) に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

平成30年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等
- (1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)をし、高知県測量、建設コンサルタント等一般競争入札参加資格者登録名簿(以下「資格者登録名簿」という。)への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による一般競争入札参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタント等業務)(以下「申請書」という。)を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。
 - ア 資格審査を申請する業務について、法律上必要な資格を 受けていない者
 - イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国 税、都道府県税(県内に従たる営業所を有する者にあって は、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県 税を含む。)又は市区町村税を滞納している者。ただし、 資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りで ない。
 - ウ 測量業務にあっては、測量法(昭和24年法律第188号) 第55条第1項の登録を受けていない者
 - エ 土木関係建設コンサルタント業務にあっては、建設コン サルタント登録規程(昭和52年4月建設省告示第717号) 第2条第1項の登録を受けていない者
 - オ 建築関係コンサルタント業務にあっては、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の登録を受けていない者
 - カ 地質調査業務にあっては、地質調査業者登録規程(昭和 52年4月建設省告示第718号)第2条第1項の登録を受け ていない者
 - キ 補償コンサルタント業務にあっては、補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月建設省告示第1341号)第2条第1項又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の登録を受けていない者
 - ク 土木関係その他業務のうち環境調査業務及び水質等分析 業務にあっては、計量法(平成4年法律第51号)第107条 の登録を受けていない者
 - ケ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取 引を停止されている者
 - コ 破産者で復権を得ないもの

- サ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者
- シ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
- (ア) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (イ) 暴力団員等(高知県暴力団排除条例第2条第3号に 規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (ウ) 役員等(法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)が暴力団員等に該当するもの
- (エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
- (オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的 に関与しているもの
- (カ) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、 暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産 上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極 的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している もの
- (ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経 営又は運営に実質的に関与していると認められる業者で あることを知りながら、これを利用しているもの
- (ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員 等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる 業者であることを知りながら、これを利用しているもの
- (コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。
- ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの
- イ 資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名 簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されてい

ない者とが合併した場合

- ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更 した場合
- エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿 に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されて いる者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
- オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行った ことにより、資格に関する営業を承継した(会社分割によ り新たに設立する会社に承継するときを含む。)場合
- カ 資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名 簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されてい ない者とが中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法 律第185号)に基づく協業組合を設立した場合
- (3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、 営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡 した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格 審査を申請しなければならない。
- 2 資格審査の申請の方法

資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類(以下「添付書類」という。)を知事に提出しなければならない。

3 申請書等に使用する言語

申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

4 申請書の変更の届出

申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届(様式は、任意とする。)を直ちに知事に提出しなければならない。

- (1) 営業所の名称又は所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者 の氏名
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する 重要な事項
- 5 資格の取消し

知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする

- (1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のア 及びウからシまでに掲げる事項のいずれかに該当すること となったとき。
- (2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

(3) その資格を辞退したとき。

6 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告 しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が 別に定める資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)による会社更生 手続開始の申立てを行った者
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法 律(平成11年法律第158号)による特定債務等の調整に係 る調停の申立てを行った者
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続 開始の申立てを行った者
- 7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間

資格者登録名簿に登録された日から平成31年3月31日まで とする。

(2) 資格の有効期間の更新手続

(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、平成31年3 月中に平成31年度の資格審査に関する告示をする予定である ので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出す ること。

8 その他

平成18年12月高知県告示第772号(高知県測量、建設コンサ ルタント等業務競争入札参加資格審査要綱)、平成19年11月高 知県告示第728号(高知県測量、建設コンサルタント等業務競 争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成23年12月高知県告 示第799号(高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札 参加資格審査要綱の一部改正)、平成24年12月高知県告示第 763号(高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加 資格審査要綱の一部改正)及び平成29年3月高知県告示第165 号(高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格 審査要綱の一部改正) に係る参加資格に関する審査の結果、高 知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登 録されている者又は平成29年3月高知県告示第167号(平成29 年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調 達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等) に係る資格審査 の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名 簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者 の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県測量、建設コ ンサルタント等業務入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に 登録された日から平成31年3月31日までとする。

高知県告示第196号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年3月13日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線 名 西谷田野
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川 八王子乙4 安芸郡北川 鍋羅石乙4	89番から 村野友字	前	7. 5	163
安芸郡北川 八王子乙4 安芸郡北川 大中山乙8	89番から 村野友字	後	7. 5 \ 37. 2	163

高知県告示第197号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名松原窪川
- 3 道路の区域

区間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町仕出 原字カツキ岡屋敷 452番1から	前	3. 3	86
高岡郡四万十町仕出 原字カツキ岡屋敷 458番2まで	後	5. 8	86

高知県告示第 198 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名川登中村
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市三里 ケホキ山2756		前	9. 7	252
ら 四万十市三里 山2774番1ま		後	9. 7	252

高知県告示第 199 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市畑山字芝居乙1071番 5から 安芸市畑山字芝居乙1071番 9まで	98	平成30年 3 月13 日

高知県告示第200号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多十木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 2 路線名川登中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市三里字シタケホキ 山2756番1から 四万十市三里字平本山2774 番1まで	252	平成30年 3 月13 日

高知県告示第201号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月13日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県幡多十木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名安満地福良
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町龍ケ迫字龍ヤブ1920番14から 幡多郡大月町龍ケ迫字龍ヤブ1920番50まで	176	平成30年3月13 日

高知県告示第202号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定によ り都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項に おいて準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示す

平成30年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称 高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和46年10月高知県告示第571号高知広域都市計画公園事業 (3・3・7号竹鳥公園)

3 事業施行期間

平成15年4月1日から平成33年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

高知県告示第203号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定によ り都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項に おいて準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示す

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 施行者の名称 安芸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和52年8月高知県告示第422号安芸都市計画公園事業(5
 - 5 · 1 号西八幡公園)
- 3 事業施行期間

昭和52年9月20日から平成35年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

高知県告示第204号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定によ り都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項に おいて準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示す る。

平成30年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
 - 土佐清水市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

平成2年4月高知県告示第204号十佐清水都市計画公園事業 (5 · 5 · 1 号土佐清水総合公園)

3 事業施行期間

平成2年8月21日から平成35年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

高知県告示第205号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規 定する道路として次のとおり指定する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

地名	地 番	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)	備考
土佐市高岡 町字土器屋 敷	甲1999番17 甲1999番17 地先 (ただし、 次の図に示 す部分に限 る。)	4.90	31. 74	「次の図」 は、、省知 県土 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

高知県告示第206号

建築士法第15条第3号の規定による二級建築士試験及び木造建 築士試験の受験資格に関する規程(平成20年9月高知県告示第 564号)の一部を次のように改正する。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

本則第1号中「卒業した後」を「卒業した後(学校教育法(昭 和22年法律第26号) 第87条の2第1項の規定による専門職大学の 前期課程にあっては、修了した後)」に改め、同号の表中「(昭 和22年法律第26号) 」を削り、同表備考中「大学設置基準(昭和 31年文部省令第28号) | を「大学設置基準(昭和31年文部省令第 28号) 又は専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33 号) | に、「短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号) | を 「短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)又は専門職短期 大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)」に改める。

附則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年3月1日付けをもって西日本NTT関連労働組合執行 委員長兼廣英治から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通 知があったので、公表する。

平成30年3月1日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

1 事件

 \sim

- (1) 賃上げ要求について
- (2) その他要求について
- 2 日時

平成30年3月14日午前9時から午前10時まで

3 場所

株式会社NTTフィールドテクノ四国支店高知営業所高知 フィールドサービスセンタ

4 争議行為の概要

要求の解決に至るまで連続的、断続的にあらゆる争議行為を 行使する。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定によ り、新居土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出 があった。

平成30年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏	名	住	:	所
(退任)					
理事	坂本	武志	土佐市	i新居	2292番地 2
"	森澤	健良	"	"	2355番地の 2
"	森岡	和彦	"	"	513番地
"	久保	信彦	"	"	974番地
"	松岡	勇司	"	"	598番地の3
"	中村	陽一	高知市	i春野町仁/	'3129番地
監事	中内	誠	土佐市	i新居	1047番地
"	中内	浩順	"	"	269番地の3
(就任)					
理事	門田	孝司	土佐市	i新居	998番地
"	坂本	英幸	"	"	2341番地
"	森岡	和彦	"	"	513番地
"	近澤	正教	"	"	648番地
"	瀧本	慶久	"	"	2202番地
"	中村	陽一	高知市	春野町仁	'3129番地
監事	中内	誠	土佐市	i新居	1047番地

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定によ り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 平成30年3月13日

······

中内 浩順 " "

高知県知事 尾﨑 正直

269番地の3

開発区域に含まれる 開発許可を受けた 許可番号 地域の名称 者の住所及び氏名 平成29年11月16日 土佐市宇佐町宇佐字 土佐市蓮池948番 29高西十第1289号 | 川原田2091番1ほか 地 1 十佐市農業協同組 合 代表理事 馬 場 義人

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成 30年二級建築士試験を次のとおり行う。

.....

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規 定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教 育普及センターに行わせる。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

1 受験資格

受験資格を有する者は、平成30年6月30日において建築士法 第15条各号のいずれかに該当する者とする。

- 2 受験の申込み手続等
- (1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以 隆に二級建築十試験の受験申込みをした者のうち、試験の申 込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をし ている者に限り行うことができる。

ア 受験申込みの受付期間及び受付時間

(ア) 受付期間

平成30年4月9日(月)から同月16日(月)まで

(イ) 受付時間

受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日 の午後4時まで

イ 受験申込みの方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームペー ジ (http://www.jaeic.or.jp/) において、必要な事項 を入力して申し込むこと。

- (2) 受験申込書による受験申込み
- ア 受験申込書の配布
- (ア) 郵送による配布
 - a 配布請求の方法
 - (a) インターネットによる配布請求 公益財団法人建築技術教育普及センターのホーム ページ (http://www.jaeic.or.jp/) において、必

要な事項を入力して申し込むこと。

(b) ファクシミリによる配布請求 公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申 込書配布係 (ファクシミリ番号042-628-3550) に、送付先の住所、氏名及び電話番号を明記して申 し込むこと。

- b 配布請求の受付期間及び受付時間
- (a) 受付期間

平成30年3月26日(月)から同年4月6日(金) まで

(b) 受付時間

受付を開始する日の午前10時から受付を終了する 日の午後5時まで

- (イ) 直接配布による配布
 - a 配布期間

平成30年4月2日(月)から同月23日(月)まで

b 配布場所

高知市本町四丁目2番15号 高知県建設会館3階 公益社団法人高知県建築士会

四万十市中村大橋通七丁目13番16号 幡多建築業協 同組合

イ 受験申込み

(ア) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、平成29年以前に二 級建築士試験の受験をしたことがある者のうち、当該平 成29年以前の受験に係る二級建築十試験の受験票若しく は合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申 込みができない等やむを得ない事情がある場合で勤務先 の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限 り行うことができる。

a 受験申込みの受付期間

平成30年4月2日から同月16日までとし、受付を 終了する日の消印のあるものまで受け付ける。

b 受験申込書の送付先

東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パー クビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本

- c 受験申込書の送付方法 簡易書留で郵送すること。
- (イ) 直接提出による受験申込み
 - a 受験申込みの受付期間及び受付時間 平成29年4月19日(木)から同月23日までの午前10

時から午後5時まで

b 受験申込書の提出先

高知市本町四丁目2番15号 高知県建設会館3階 公益社団法人高知県建築士会

- 3 試験の日時及び場所
- (1) 試験の日時

ア 学科の試験

平成30年7月1日(日)午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成30年9月9日(日)午前11時から午後4時まで

(2) 試験の場所

高知市桟橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校 4 受験手数料

17,700円 (予定:高知県建築士法施行条例 (昭和27年高知県 条例第9号) の一部を改正する条例議案を平成30年2月高知県 議会定例会に上程中であり、この議案が原案どおり可決された 場合の額)

- 5 合格者の発表及び合否の通知
- (1) 合格者の発表日
 - ア 学科の試験の合格者 平成30年8月21日(火)(予定)
 - イ 設計製図の試験の合格者 平成30年12月6日(木)(予定)
- (2) 合否の通知

学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合 否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試 験の成績を併せて通知する。

- 6 その他
- (1) 設計製図の試験の課題は、平成30年6月6日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaeic.or.jp/) において公表する。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を 希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出る こと。

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成30年木造建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規 定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教 育普及センターに行わせる。

平成30年3月13日

高知県知事 尾﨑 正直

1 受験資格

受験資格を有する者は、平成30年7月21日において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。

- 2 受験の申込み手続等
- (1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をし

ている者に限り行うことができる。

- ア 受験申込みの受付期間及び受付時間
- (ア) 受付期間

平成30年4月9日(月)から同月16日(月)まで

(イ) 受付時間

受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで

イ 受験申込みの方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaeic.or.jp/) において、必要な事項を入力して申し込むこと。

- (2) 受験申込書による受験申込み
- ア 受験申込書の配布
 - (ア) 郵送による配布
 - a 配布請求の方法
 - (a) インターネットによる配布請求

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www. jaeic.or. jp/) において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(b) ファクシミリによる配布請求

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係(ファクシミリ番号042-628-3550)に、送付先の住所、氏名及び電話番号を明記して申し込むこと。

- b 配布請求の受付期間及び受付時間
- (a) 受付期間

平成30年3月26日(月)から同年4月6日(金)まで

(b) 受付時間

受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後5時まで

- (イ) 直接配布による配布
- a 配布期間

平成30年4月2日(月)から同月23日(月)まで

b 配布場所

高知市本町四丁目2番15号 高知県建設会館3階公益社団法人高知県建築士会

四万十市中村大橋通七丁目13番16号 幡多建築業協同組合

イ 受験申込み

(ア) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、平成29年以前に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、当該平成29年以前の受験に係る木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申

込みができない等やむを得ない事情がある場合で勤務先 の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限 り行うことができる。

a 受験申込みの受付期間

平成30年4月2日から同月16日までとし、受付を 終了する日の消印のあるものまで受け付ける。

b 受験申込書の送付先

東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パー クビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本 部

c 受験申込書の送付方法 簡易書留で郵送すること。

- (イ) 直接提出による受験申込み
 - a 受験申込みの受付期間及び受付時間 平成30年4月19日(木)から同月23日までの午前10 時から午後5時まで
- b 受験申込書の提出先 高知市本町四丁目2番15号 高知県建設会館3階 公益社団法人高知県建築士会
- 3 試験の日時及び場所
- (1) 試験の日時
 - ア 学科の試験

平成30年7月22日(日)午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成30年10月14日(日)午前11時から午後4時まで

(2) 試験の場所

高知市桟橋通四丁目15番68号 高知職業能力開発促進センターポリテクセンター高知

4 受験手数料

17,700円 (予定:高知県建築士法施行条例 (昭和27年高知県 条例第9号) の一部を改正する条例議案を平成30年2月高知県 議会定例会に上程中であり、この議案が原案どおり可決された 場合の額)

- 5 合格者の発表及び合否の通知
- (1) 合格者の発表日
 - ア 学科の試験の合格者

平成30年9月4日(火)(予定)

- イ 設計製図の試験の合格者 平成30年12月6日(木)(予定)
- (2) 合否の通知

学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合 否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試 験の成績を併せて通知する。

- 6 その他
- (1) 設計製図の試験の課題は、平成30年6月6日(水)頃か

第10020号	ら公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaeic.or.jp/) において公表する。 (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。	
蟒		
\langle		
漸		
展		
- 恒		
(火曜日)		
平成30年3月13日(少		